防 災 ハンドブック



2024年9月

三友堂看護専門学校

氏名_____

目 次

防災ハンドブックの使用にあたり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
基本行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
災害への備え·予備知識·······	2
地震発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
◆大地震が発生した場合◆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
【地震発生時の留意点】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
【校内にいる場合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
【揺れがおさまったら】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
【避難時の注意点】【避難場所】【避難場所到着後】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
【余震がおさまり落ち着いたら】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
【安否報告】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
【家族との連絡】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
【休校、授業再開など】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
◆校内に教職員がいない場合 17:30 以降等◆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
【避難時の注意】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
◆実習中に大地震にあったら◆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
大雪、風水害時対応マニュアル(気象災害)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
【基本対応】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
【大雪時の対応】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
火災発生時対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
【火災発生に備えて】【火災発生時】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
【初期消火】·····	9
災害時の連絡方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
【さくら連絡網】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
災害用伝言ダイヤル 171・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
災害時に備えての備蓄·······	

防災ハンドブックの使用にあたり

災害時の基本は、「自分の身は自分で守る」です。

危険に対する備えができていなければ、身の安全を守ることはできません。 日頃より防災への備えをしておくことで、万一の際に被害を少なくすること ができます。

このハンドブックでは、学校または実習先等における災害発生時に教職員 および学生の行動や対応について明確にし、学校防災体制を確立、また関 係機関等に周知し、関係機関と連携し体制の整備構築を図ることを目的と しています。

近年は大雨や台風、大雪などの自然災害も多発しています。このハンドブックをいざという時に備え、いつでも確認し活用していただくことを願います。



基本行動

- ・災害発生時は、まず自分の身を守る。自分の身は自分で守る。
- ・火の元の確認、火の始末をする。
- ・安否の連絡(家族・学校)をする。 ※学校メール連絡網を活用
- ・ 遊難経路を確保する。
- ・情報収集をして周囲の安全を確保する。

災害への備え・予備知識

- 1) 室内の安全な場所を把握し、地震時は「落ちてこない」「倒れてこない」「移動して こない」場所に避難する。
- 2) 地震時は出入口および避難経路を確保する(建物のゆがみにより開かなくなる)
- 3) 緊急地震速報を察知したら、周りの人に声をかけながら周囲の状況に応じて慌 てず、身の安全を確保。頭を守り、安全な場所に避難。危ない場所から離れる。
- 4) 学校メール連絡網の定期配信や連絡配信等、確実に早期確認できる環境を日頃から整えておく。
- 5) 非常口、避難経路、一時避難場所、広域避難場所を覚えておく。
- 6) 避難口、廊下、階段など避難経路と防火扉防火設備が有効に機能するために廊 下、階段、通路には物を置かない。扉の開閉が妨げられる場合、直ちに撤去する。
- 7) ハンカチ類の携帯(煙や粉塵を吸い込まないため、応急手当用)
- 8) 放送や指示がある場合、私語をしない(大事な連絡を聞き逃さない)
- 9) おはしも「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」の徹底
- 10) 火災発生時は酸素遮断のため、ドア・窓は閉めて避難する。
- 11) 飲料水、非常食(菓子類等)、常備薬、歯ブラシ、ティッシュ、生理用品等の携帯
- 12)携帯電話の充電をしておく。または充電できるものを準備しておく。
- 13) 実習施設内や近隣の公衆電話の場所を把握しておく。
- 14) 日頃から複数の帰宅ルートを想定しておく。
- 15) 災害時伝言ダイヤルの体験利用をしておく。

地震発生時の対応

米沢市で震度5強以上で大きな被害が発生し、本校が被災した場合は学校が本来の機能を回復するまで、災害対策本部(本部長:学校長)を学校内に設置する。設置場所は設置次第周知する。

また地震発生時における本校の対応は以下の通りとする。教職員は以下を 参考に本部および各担当者との連絡調整を行い、自分で自分の身を守ると ともに学生の安全確保を行う。学生は教職員の指示に従う。

◆大地震が発生した場合◆

【地震発生時の留意点】

- ・まずは身の安全を守る。
- ・落ち着いて冷静になる。
- ・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。
- ・机の下などにもぐるか、バッグや本などで頭を守る。
- ・ドア付近にいたらドアを開けて出入口を確保する。
- ・火を使っていたら、すぐに消す。

【校内にいる場合】

・教職員の指示に従い避難する。

【揺れがおさまったら】

<安全確認>

建物は安全か、火災は起きていないか、周囲に負傷者がいないか等を 確認する。

<トイレ個室・ロッカールームの奥に注意する> 火災や負傷者がいる場合、教職員に連絡する。

<負傷者>

自分が負傷した場合、大声で助けを求める。負傷者を発見したら、救助を行うとともに周囲に協力を呼び掛ける。

<避難>

校内放送があったら指示に従う。校内放送はトイレ、ロッカールーム内では聞こえにくいことを知っておく。建物の状況を確認し、安全だと思ったら、その場を動かない(学校からの指示を待つ)。

安全が確認できない時は一時避難場所(<u>学校駐車場</u>)へ避難する。仲間と協力し、声をかけながら避難する。

【避難時の注意点】

慌てず、騒がず、落ち着いて行動する。校内放送または拡声器による案内があった場合には静かに指示を聞く。

【避難場所】

一時避難場所が学校駐車場、広域避難場所が米沢総合運動公園とする。

【避難場所到着後】

教職員の指示に従う。速やかに整列し、人数を確認し本部へ連絡する。

【余震がおさまり落ち着いたら】

- ・交通情報に基づき、帰宅する。自己判断でむやみに移動しない。
- ・交通機関の停止や交通障害が生じている場合、徒歩で帰宅できるか判断する(徒歩帰宅の目安は20km以内)。その日の体調、体力や時間帯、天候によるため、教員と相談し慎重に判断する。
- ・日頃から複数の帰宅ルートを想定しておき、安全なルートを通る。
- ・交通機関の停止等により帰宅できない場合、教職員の指示に従う。
- ・学校施設が使用できる場合は校内で避難する。
- ・体調が悪くなった場合は、教職員に申し出る。
- ・校内では学校の指示に従い、災害対策本部の運営に協力する。
- ・水道が断水時はトイレの使用は禁止し、汚物処理パック(ビニール袋等)を使用する。
- ・避難開始後の状況を見て、交通機関の復旧状況により帰宅できる場合は帰宅する。

【安否報告】

- ・学校一時避難場所で教職員による安否確認が行われる場合は、そこで報告する。
- ・学校からメール連絡網が配信された場合、身の安全が確保できたら速や かに返信する。
- ・被災状況により教職員による安否確認ができない場合は、避難が終了し 身の安全が確保できた後に、利用可能な通信手段を用いて学校に安否を 報告する。

【家族との連絡】

・NTT の災害伝言ダイヤル、携帯電話各社の災害用伝言版を利用する。 (災害伝言ダイヤルの使用については P9 参照)

【休校、授業再開など】

- ・休校や授業再開などの連絡は、学校のメール連絡網で行う。メール連絡網が使用できない場合は、郵便または他の手段により通知する。
 - ◆校内に教職員がいない場合 17:30 以降等◆

【避難時の注意】

<停電となった場合>

- ・校内放送が使用できないため、拡声器等を使用して指示を行う。
- ・誘導灯は20分程度は点灯している。日没後の場合、その間に周辺の環境を確認し、周囲の状況が把握できるまでむやみに動かない。

<非常階段>

・学校南側(駐車場側)に非常用のらせん階段があるので、適宜使用する。 らせん階段から外に出る際、通常は施錠されている内側の鍵を開けて避 難する。

<その他>

・ロッカールームやトイレ等は閉じ込められた場合、発見が遅れたり、校内 放送等による指示も聞こえにくいため、災害時はまず廊下に出ること。 安否確認時はロッカールーム、トイレ個室内まで確認する。

◆実習中に大地震にあったら◆

災害等緊急事態が発生した場合、まず実習指導教員および学生は自分の身の安全を確保した上で、状況が落ち着くまでは実習施設の指導下に入ること。その後、実習先での指示のもと患者様の安全を確保し、次の対応をとること。

- ① 指導教員は災害の状況(被災状況や実習病院の被害状況等)を把握する。
- ② 指導教員は把握した情報を副学校長または教務主任へ連絡し、対応 について判断を仰ぐ。
- ③ 学校と連絡が取れない場合、指導教員は予め定めておく以下の点に 留意し、対応する。
 - *実習病院の構築物に物理的な影響が発生した場合→患者様の安全確保後、実習病院に実習中止を申し出て控室に待機。災害状況を確認し、帰校または帰宅する。
 - *実習病院の構築物に影響はないが実習病院が医療業務を変更し、緊急医療拠点または緊急避難場所等になる場合→患者様の安全確保後、実習中止を申し出て控室に待機。災害状況を確認し、帰校または帰宅する。
 - *実習病院の医療業務等に影響はないが、公共交通機関が長時間運休 している場合→実習病院に実習中止を申し出て帰校または帰宅する。
 - *災害発生後、実習病院や公共交通機関に影響はないが、災害警報などが継続して発令されている場合→実習病院に実習中止を申し出て 控室に待機。災害状況を確認し、帰校または帰宅する。
 - *災害が発生したが、実習病院に影響なく、公共交通機関も動いており、災害警報等も発令されていない場合→そのまま実習を継続する。
- ④ 指導教員が不在の場合は、学生は教員と連絡を取り、現状を報告し指示を仰ぐ。連絡が取れない場合は③を判断基準の参考にし、実習病院の看護師の指示に従い対応すること。

⑤ 訪問先だった場合は原則として実習施設に戻り、実習続行の可否や 避難について指導者の指示に従う。実習施設に戻れない場合は施設 および教員に連絡し、実習続行の可否や避難について指示を受ける。

大雪・風水害時対応マニュアル(気象災害)

大雨や大雪、台風などの気象災害から身を守るためには情報収集が大切である。気象災害はいつ、どこで、どの程度の強さで発生するか、ある程度予測することができ、気象庁から「防災気象情報」として発表されている。ラジオ、気象庁のホームページ等で最新の気象情報を収集することを心掛け、時間を追って段階的に発表される「注意報」や「警報」を活用し、早め早めの安全確保行動をとること。

~「注意報」と「警報」、「大雨特別警報」について(気象庁発表)~ 警報:重大な災害が発生するおそれのある時に警戒を呼び掛けて行う予報 注意報:災害が発生するおそれのある時に注意を呼び掛けて行う予報 大雨特別警報:台風や集中豪雨、強度の台風や同程度の温帯低気圧により 数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発令される。

【基本対応】

「警報」「大雨特別警報」発令時における対応(米沢市)

- ・休校となるため在宅の場合は待機する(学校メール連絡網配信あり)。
- ・通学途中の場合は警察や交通機関の責任者等の指示に従い、速やかに帰宅する。
- ・帰宅困難の場合は警察や交通機関の責任者等の指示に従うか、教員の指示に従う。
- ・授業中の場合は教職員の指示に従う。
- ・実習中の場合は指導教員は副学校長または教務主任へ連絡し、対応について指示を仰ぐ。

「警報」解除時

・午前6時までに解除された場合は平常通り授業を行う。

- ・午前9時までに解除された場合は午後から授業を行う。
- ・午前9時の時点で解除されていない場合は当日は休校とする。
- ・在宅時における休校等の連絡はメール連絡網で周知を行う。
- ・大雪、風水害の場合の行動は地震発生時の行動マニュアルに準拠する。

「大雨特別警報」解除時

・学校メール連絡網で連絡を行う。配信があるまで自宅で待機する。 【大雪時の対応】

日中の積雪が多い場合は、警報が発令されていなくても講義終了また は学内学習終了後は速やかに下校する。

火災発生時対応マニュアル

火災が発生した場合には炎と煙に気を付ける。炎は壁やカーテンを伝い燃え広がる。煙は視界を遮り避難の妨げやパニック等を起こし、有毒物質(一酸化炭素やシアン化水素等)を含み、吸い込むと命にかかわることもある。煙は上昇する動きが人間に比べて極めて速いのが特徴である。

【火災発生に備えて】

- ・学校敷地内禁煙(駐車場、駐輪場含む)
- ・燃焼器具等を使用する場合は周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使 用しない。また危険物は持ち込まない。
- ・教職員がいない場所で火気を使用する際は事務室に了承を得る。
- ・消火器、火災報知器、放送設備等の設置場所、使い方を確認しておく。
- ・火災時は窓や出入口を閉める(酸素を遮断)

【火災発生時】

- ・発見者は大声で周知し、事務室へ火災の状況を通報する。
- ・事務は 119 番通報を行い、放送設備により出火場所や消火・避難誘導等の指示を行う。
- ・近くにある消火器を用いて初期消火を行う。明らかに消火不可能な場合 は避難する(天井に火が燃え移った時が目安)

・重傷者がいる場合も 119 番通報する。

【初期消火】

初期消火では消火器や水だけでなく、座布団で叩く、毛布をかぶせる等の方法もある。初期消火は炎が人の背丈を越えて天井に燃え移ったら限界とし、速やかに避難する。避難する際には可能であればドアや窓を閉め切って空気を遮断する。避難時に防火扉が閉まっていたら、横の避難戸を探し、くぐり抜けて避難する。

災害時の連絡方法

【さくら連絡網】

三友堂看護専門学校メール連絡網から安否確認のメールを送信します。 安否や現状、持っている情報を返信してください。

地震の場合、米沢市において震度5強以上が発生した場合に送信します。

連絡事項

- ① 学年、氏名
- ② 現状の状況(場所、無事かどうか)
- ③ コメント(被災および負傷状況等)
- ※メールが届かない場合は、自ら学校に電話等により連絡をすること 学校 TEL:0238-23-6470 FAX:0238-23-6473

災害伝言ダイヤル 171

災害発生時にサービスが提供される声の伝言板です。

被災地の電話番号に対し、伝言を録音したり再生することができます。

災害発生時は電話が繋がりにくくなり、安否確認をしたくてもなかなかできません。災害時に活用できるよう平時に体験利用をしておきましょう。いざという時に役立ちます。

<体験可能日>

毎月(1日、15日)

正月3が日(1月1日~3日)

防災週間(8月30日~9月5日)

防災ボランティア週間(1月15日~1月21日)

<利用方法>

「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行います。

●伝言の録音方法●

- 「171」をダイヤル → ガイダンスが流れる
- ② 「1」をダイヤル → ガイダンスが流れる
- ③ 「自宅の電話番号または携帯電話番号をダイヤル」→ ガイダンスが 流れる
- ④ 伝言の録音(30 秒以内) ※端的に状況を伝えること

伝言例「〇〇です。家族4人みんな無事です。中央公民館に避難しました。 状況が変わったら、またメッセージを入れます。」

●伝言の再生方法●

- ① 「171」をダイヤル → ガイダンスが流れる
- ② 「2」をダイヤル → ガイダンスが流れる
- ③ 「安否を確認したい人の電話番号または携帯電話番号をダイヤル」
 - → ガイダンスが流れる
- ④ 再生(伝言の保存期間は48時間以内)

災害時に備えての備蓄

本校において、学生および教職員に個人用備蓄セットを配布する。セットの内容は水・非常用食料・携帯用アルミブランケットで、水および食料の 賞味期限は7年である。各々のロッカー等で保管し、非常時に役立てる。